保証金に係る事務処理の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 中央卸売市場 | １　税務署から差押通知書が届いていた関連業者（以下「Ａ社」という。）の市場施設使用に係る保証金（179,000円）の返還請求権について、Ａ社の廃業に伴い、税務署に支払わなければならないところ、Ａ社に還付していた。（その後、税務署からの照会により、差押の事実が判明し、府はＡ社に還付した保証金の返還を受け、税務署に対し、支払を行った。）   |  |  | | --- | --- | | 平成24年２月 | 税務署よりＡ社の保証金返還請求権の差押通知書を受領 | | 平成28年１月 | Ａ社から市場施設返還届が提出 | | 平成28年４月 | Ａ社からの保証金返還請求に基づき、保証金を還付 | | 平成28年12月 | 税務署からの照会により、差押の事実が判明  府よりＡ社に還付した保証金の返還を請求 | | 平成29年１月 | Ａ社に対し、納付書を発行、Ａ社からの入金を確認  府より税務署に支払 |   　※　差押通知を受けた後に行った、被差押債権のＡ社への支払は無効であり、本件においては、Ａ社から返還があったが、仮にＡ社から返還がなかったとしても、府は、税務署への支払を免れることはできない。  ２　大阪府中央卸売市場業務規程（以下「業務規程」という。）第58条第４項が準用する第22条第５項が準用する第９条第１項及び第２項によれば、保証金について差押えがあったときは差押え等の処分をされた金額に相当する額の保証金を追加して預託しなければならず、追加預託を完了するまでは、業務を行うことができないが、本件においては、差押通知書の送達があったにもかかわらず、追加預託をさせないまま、業務を継続させていた。  【国税徴収法】  （差押えの手続及び効力発生時期）  第62条 債権（中略）の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う。  ２　徴収職員は、債権を差し押えるときは、債務者に対しその履行を、滞納者に対し債権の取立その他の処分を禁じなければならない。  ３　第１項の差押の効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる。 | 今後は同様のことが発生しないよう、適切に差押通知書を管理されたい。  　また、今後、差押通知書が送達された場合には、業務規程に基づき、保証金の追加預託を求める等、適正に手続を行われたい。  【大阪府中央卸売市場業務規程】  （市場施設の使用の許可）  第56条　中央市場内の土地、建物その他の施設（中略）を使用しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。（以下略）  （保証金）  第58条　使用者（中略）は、第56条第１項の許可を受けた日から起算して一月以内に、保証金を府に預託しなければならない。  ４　第22条第４項及び第５項の規定は、第１項の保証金について準用する。  （保証金の預託）  第22条　仲卸業者は、第20条第１項の許可を受けた日から起算して一月以内に、保証金を府に預託しなければならない。  ５　第８条第３項、第９条、第９条の２及び第10条の規定は、第１項の保証金について準用する。  （保証金の追加預託）  第９条　保証金について（中略）国税徴収法（中略）に規定する滞納処分又はその例による差押えがあったとき（中略）は、卸売業者は、知事の指定する期間内に、差押え等の処分をされた金額又は不足金額に相当する額の保証金を追加して預託しなければならない。  ２　卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、同項の期間経過後その預託を完了するまでは、卸売の業務を行うことができない。 | 税務署から差押通知書等の書面が届いた場合、市場で作成した「財務会計関係マニュアル」に沿って、保証金の追加預託を求める等、適正な事務処理を行う。  今後は、大阪府中央卸売市場業務規程に基づき、適正な事務手続を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成29年６月29日及び同月30日）